

執筆担当者

滝花 雄次

個人データを、第三者に提供する場合は、事前に本人の同意を得なければならない。

経済産業省のガイドラインによると第三者への提供とは、

・ 親子兄弟会社、グループ会社間での個人データ交換

・ フランチャイズ組織の本部と加盟店間での個人データ交換

・ 同業者間での個人データ交換

・ 外国の会社に、国内に居住している個人のデータ提供

等が、個人データの第三者への提供に該当する。

特に、親子兄弟会社グループ会社間、フランチャイズ組織の本部と加盟店間は、お互い

に身内間とのイメージがあるが、法律上は全く別の組織であり、個人情報の交換については慎重に行わなければならない。一方、よく似たケースではあるが、個人データを外部の委託先に提供する場合は第三者への提供には該当しない。

例えば、自社の保有している個人データを、外部の情報処理業者に提供しアウトソーシングする場合。

受注した商品の配達を宅配業者に委託し、配達のための個人データ（氏名・住所等）を業者に渡す場合等。

これらのケースでは、あらかじめ本人の同意を得ることなく、委託先に個人データを提供して、それらの処理を依頼することができ。

委託先の業者は、第三者には該当しない。したがって、これらの委託先に個人情報を提供しても個人情報保護法には違反しないといえる。

しかし、個人データの提供は禁止されていないが、これらの委託先から、個人情報が流出しないよう監督することが求められている。

委託をめぐるトラブルとしては、京都府宇治市の、市民の個人データ流出事件（宇治市から、システム開発を受託した開発業者から、市民の個人データ二万件が、流出した事件）に代表されるように、委託業者に非があるのは当然として、委託した宇治市に監督責任があることは否定できない。

このように、自社で保有している個人情報を委託先に提供し、アウトソーシングする場合は、委託先との間で、個人情報の管理に関する契約を結ぶ等により、個人情報の流出防止に十分注意する必要がある。

個人データの提供に該当しない。したがって、これらの委託先に個人情報を提供しても個人情報保護法には違反しないといえる。